

令和6年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和6年6月13日（木曜日）午後0時59開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

土 屋 忠 和	委 員 長	黒 須 俊 隆	副委員長
斉 藤 完 育	委 員	猪 崎 紀 人	委 員
上 代 和 利	委 員	北 田 宏 彦	委 員

出席説明員

財 政 課 長	森 川 裕 之	財 政 課 副 長	山 本 卓 也
財 政 課 主 査 兼 財 政 班 長	加藤岡 大 祐	財 政 課 副 主 査	三 浦 雅 人
税 務 課 長	板 倉 洋 和	税 務 課 副 課 長	齋 藤 英 樹
税 務 課 主 査 兼 市 民 税 班 長	古 内 崇 介	参 事 (総務課長事務取扱)	田 邊 哲 也
総務課副課長	高 橋 和 也	総 務 課 主 査 兼 行 政 班 長	秋田谷 知 則
総 務 課 主 査 情報政策・業務改革推進班長	小 倉 博 明		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 9 号 自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている市長、副市長、教育長等の公職者が、自ら責務を明確化し、遵守すべき規準を定めることにより、健全で民主的な市政の発展に寄与することが目的という、市民にとって、大変有意義な条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情
- ・陳情第 10 号 財政難なのに、白里地区に道の駅が必要か否かという議論がないまま計画が進んでいる道の駅の建設を、中止してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査

- ・議案第 3 号 令和6年度大網白里市一般会計補正予算（第2号）（財政課）
- ・議案第 4 号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）
- ・議案第 5 号 大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後0時59分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が2件、議案が3件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくお願いいたします。なお本日もAI反訳システムを使用いたしますので、皆さん必ずマイクを使用願います。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はい、ありがとうございます。続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 傍聴者はいらっしゃいますか。

（「いません。」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 本日の出席委員は、6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第9号 自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている市長、副市長、教育長等の公職者が、自ら責務を明確化し、遵守すべき規準を定めることにより、健全で民主的な市政の発展に寄与することが目的という、市民にとって、大変有意義な条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情

○委員長（土屋忠和委員長） これより当常任委員会に付託となった陳情第9号 自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている市長、副市長、教育長等の公職者が、自ら責務を明確化し、遵守すべき規準を定めることにより、健全で民主的な市政の発展に寄与することが目的という、市民にとって、大変有意義な条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。北田委員。

○北田宏彦委員 前回の委員会の中でも私の意見として申し上げたのですが、すでに市長については、資産公開等が法令で定まっていることについて対応をしていると思います。それこそ、我々議会の方も、倫理条例を制定する、あるいは指針なのか、何らかの倫理に関しての決め事をしていくという方向で今後進めて行きますので、それらが定まった後に三役、あるいは市長に対して、こういうものを作ってはどうかというふうに求めてもいいんじゃないかと思います。そういうことから、この今回の陳情、前回もそうなのですが、余りにも詳細、具体的に求められている部分があってわかりやすくしてほしいんですが、必ずしもこれに即した形を求めていくのかっていうのも、今後、我々の議会の議員の中の倫理について定める中で決まってくるものだと思いますので、それらに合わせた形、そのあとに、進めていくのが適切だと思いますので、今回はこれについては、私は賛成いたしかねます。以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） それでは他の委員の方々意見をどうぞ。黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私は、前回、前々回も申し上げておりますがこの陳情に対しては、賛成の立場で議論及び討論をしたいと思うのですが。

まず、北田委員が市長には資産公開条例があるというお話がありましたが、これは例えば、有価証券等は限定されたものだし、預金も普通預金等は公開しないで良かったりとか、いわゆるザル法だっているように言われているものであって、資産公開をしているうちには入らない。逆に、さも資産公開をしてるかのようなふりをして、市民をだまぐらかす、そういうより悪質なそういう状態になってるとしか言いようがないそういう条例です。

ここの陳情者は、例えば市長、副市長、教育長等の公職者という
ことで、少し曖昧にしていって、必ずしもこの一言一句その条例案が添付されててこう
いう条例を作れということではなくて、市に、いわゆる政治倫理条例、これはもう全
国に数百の自治体が作ってる、そういう状況なので、そういうものを、ぜひ検討して
くれと、作ってくれと。ぜひ、その作るように、議会が議決をしてくれと、そういう
陳情なわけで。一言一句、細かい内容を求めるものではない中で、ただ、例えば今、
1例として資産公開条例をいいましたが、政治倫理条例の基本となるそういう様々な
自治体の実績もあるし、また本市でも総務常任委員会で10数年前に、九州大学の先生
を呼んで勉強した中でそういう様々な学術的な政治倫理条例に対する研究成果もある
わけで、そういうものを参考にして、ぜひ市は市民に対して、市としてはこういう立
派な政治倫理条例を作りましたよと、また作りますよと、そういうような状況になる
よう、ぜひ、議会としてこの陳情を採択してくれと、そういう内容だと私は受けとめ
ております。

政治倫理条例、資産公開だけじゃなくて、例えば請負等の制限ということ言えば、
たまたま今の金坂市長は、特に自分の会社を持っていて公共事業やっているわけでは
ないから、まさに今、金坂市長こそ作りやすい状況になっていると思いますし、おそ
らく金坂市長、何て言うんですか、資産公開だってそれほどその資産を持ってるとい
うわけじゃないと思うんですよね。だからそういう作りやすいときに作っておく方が
本当にいいと思います。金坂市長の前の堀内町長は、親類の方が、兄弟の方が、本市
の土木建設関係の公共事業を毎年毎年数千万請負うという、そういう状況で、なか
なかももちろん、後からこの公共事業をやった例えば道路が破損していたなんてこと
になったら、それは当然ペナルティーを負うわけで、そういうことはなかったん
だろうとは思いますが、ただ、選定、入札の過程で市民に対して疑念のあるような、
そういうことってというのは多々あったと思います。今回の金坂市長の、そういう
ように、今、ある意味何て言うんですかね、特に大きな問題がないときにこそ、
ぜひ検討してもらいたいと思うふうに思うわけで、これは議会と行政側、市長は別々に作るのが、
大体の他の自治体のパターンなんだろうと思うんですけれども、議会については、
どのような形になるかわからないけれどもやる方向で、今決まったわけですので、
市としても、ぜひ、最終的にやらないっていうのだったらそれはそれで市長の
考えだからしょうがないけれども、議会がやって、市長はやらなくていいよ
っていうそういうメッセージを市議会が発するべきではなくて、議会も政治倫理
に対して市民にきちんと説明できる状態にすると、市もぜひやってくれと、
そういう意味でこの陳情、ぜひ採択した方がよろしいのではないかと私は
考えるところでございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方いらっしゃいますか。猪崎委員。

○猪崎紀人委員 今回の黒須副委員長のお話も非常にわかりやすいお話だったのですが、
私自身としては、これ一緒にやっぱり進めるのはちょっとおかしい、おかしいって
いう言い方はちょっと否定的な言い方になってしまうのですけれど、議会が今やろう
として、議員がやろうとしておりますので、それをまず進めて、それから市長がやる

のであれば、やるべきではなかろうかなと。

これ一緒に同時進行をさせて、全くバラバラな動きになってしまったら、何かそれはそれでおかしいような感じがしますので、まず、議員がやろうとしておりますから、それをまず先にやって形を作ってからの方が、それから審議すべき内容ではなかろうかなと私は思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） では他の委員の方。上代委員。

○上代和利委員 私も、何て言うんでしょうか、黒須副委員長の方はすごく大事なことでというふうに認識はしておるのですけれども、何ていうか議会、議員側と首長の行政側、この二代表制になっておりますので、改めて今も猪崎委員とは似てるのかもわかりませんが、市長も先だって市政運営の参考にするというような回答があったかと思えます。ですので、市長、自らが陳情の内容を検討してもらうことが大事じゃないのかなというふうに思います。

よって、この政治倫理条例を制定して欲しいという部分では、賛成、私もしかねます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） では、次ですが、討論ですが希望者はありますか。

黒須副委員長

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 討論ですが、賛成の立場から討論をいたします。

先ほどの質疑の中で、事実上、討論したので重複することになりますので、長々とは申し上げませんが、今回皆さんの中からまずは市議会、議員の政治倫理条例について話を一步進めてそれからいいのではないかという意見がありましたが、この陳情というのは、これは本総務常任委員会以前否決になった時、別々の方がいいという委員の意見があった中で出されてきた経緯のある中で出されたもので、この陳情自身は純粋に市長他に対する、議員に対するものではなく、市長他に対する政治倫理条例の制定を求める、そういうような内容の陳情でありまして、本総務常任委員会としては、このことに絞って、議員が今、議員の条例をやってからだとかいう、どうなるかわからないからとかいうのではなくて純粋に市長に対する政治倫理条例が必要なかどうか、それをきちんと陳情の趣旨が、賛成なのか反対なのか、それを採択する採択しないという形で議論しないといけないので、議員の政治倫理条例ができようができませんが、必要なものは必要だし必要じゃないものは必要じゃない、ましてや、二代表制とはいっても、実際にやってる内容、業務の内容というのがすべて同じではなくて、特に市長の力は強大であるし、議会は議会18名の中で、様々な何ていうかチェック機能が働くと思うんですね、議会の中では。しかし、市長は1人で強大な権力を持っているので、なかなかチェック機能も働かない部分がある中で、より、この政治倫理条例の必要性は高いのではないかと思います。

また、場合によっては、本市のような小さな議会では、ここまで例えば必要ないだろう、でも市長は、こっちは必要だろうなんてこともあるかもしれない。これは、だから、内容に関して何が何でもこれをやれということではない、何ていうか条例文を例えば案文として添付してる陳情ではないので、これは、大きな意味で政治倫理条例、ザル法であるようなそういう資産公開ではなくて、他の自治体等が進めている政治倫理条例にぜひ一步進んで欲しいというそういう陳情なので、これは何ていうんですか間違ったメッセージを与えるような不採択っていう形で間違ったメッセージ、市長に作らなくてもいいよっていうふうに市長は思ってしまうので、これは全くおかしい話でね。これは、違うものなのだから採択して当然だと私は思いますし、もし、何らかの理由で私としてはなかなか理解できないんだけど、せめて、間違ったメッセージを与えては駄目だということで、市と、議会と市長が同時に何らかの連携を取りながら進めるためにここでの採択を引き延ばすというんだったら、それは不採択ではな

くて、もう1回継続審査にすべきだし、私はこれは採択すべきだと考えるので、継続審査にすべきだというふうな、そういうような提案はしませんが、もし間違ったメッセージを与えてしまうことには反対ではあるが、今ではなくて、市議会の方向性が決まってから、市長とともに進めていきたいので、今回はその採択できないというんだったら、その方が継続審査の申し出をするべきだというふうに考えますし、私としては繰り返しになりますが、現時点で採択しても全く問題ないと考えますので採択に賛成の討論といたします。

○委員長（土屋忠和委員長） では、他、いらっしゃいますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

○委員長（土屋忠和委員長） はい。意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

○委員長（土屋忠和委員長） お諮りいたします。

陳情第9号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって、陳情第9号は不採択と決しました。以上で、陳情第9号の審査を終わります。

◎陳情第10号 財政難なのに、白里地区に道の駅が必要か否かという議論がないまま計画が進んでいる道の駅の建設を、中止してもらうための陳情

○委員長（土屋忠和委員長） 続いて、陳情第10号 財政難なのに、白里地区に道の駅が必要か否かという議論がないまま計画が進んでいる道の駅の建設を、中止してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

また、先日、陳情者から当委員会に対して追加資料の配付依頼があり、これを認めましたので、今から資料を事務局より配付させていただきます。お願いします。

（追加資料配付）

○委員長（土屋忠和委員長） はい、ありがとうございます。それでは追加資料の内容も踏まえまして、委員の方々の意見を伺いたいと思います。黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ちょっと追加資料読みたいので1分間ぐらい休憩もらってもいいですか。目を通す時間をください。

○委員長（土屋忠和委員長） 2分ぐらい皆さん読んでください。お願いいたします。

よろしいでしょうか。では追加資料の内容を踏まえまして、委員の方々の意見を伺いたいと思います、どうぞ。

北田委員。

○北田宏彦委員 道の駅整備検討委員会というのが、これまで開催されて協議をしているわけなんですけれども、この検討委員会については昨年の9月に補正予算で委員になる方の報酬等を補正予算でつけたという経緯がございます。

ですから当初、道の駅という名称でなく交流拠点とかという名称であったはずなのに、いつの間にか道の駅という具体的な名称になってきたところだとか、いろいろこちらの陳情者の言われるように疑問な部分も多くはあると思います。ただ、今の段階でその中止だとか、進めるだとか、そういうことでなく、検討委員会からの答申が、市長の方に来年の3月とかをめどに出されるでしょうから、それによって先に進めるということなのか、やらないのか、また違う形がいいということになるのか方向性が決まってくると思いますので、その段階でしっかりと我々議会としては、いいものはいい、悪いものは悪いというこ

とで判断すればよろしいのかと思いますので、現段階でその中止というのはちょっと性急ではないかと私は考えます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。齊藤委員。

○齊藤完育委員 今、北田委員がおっしゃったところもそうなんですが、追加資料としていただいた資料、とてもよく分析されているなというふうに拝察いたします。

その上で、こういった分析が、検討委員会でも今後なされていくんじゃないかなというふうに考えますと、やはりその検討委員会の中で、その問題点というのはどういうものなのかというところ、こういった分析結果も含めて、今後検討していけば、より良いものが完成する可能性もあるのかなというふうに考えますのでそういった意味では、検討委員会の答申というのを待ってみるというところでもいいんじゃないかなというふうに考えます。以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他に。猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ちょっとこれ事実と違うんじゃないのかなと思うところがあります。

道の駅のワークショップの方には、私も参加しました。でもワークショップ何回かやってるので、その都度違うのであれば、それはわかりませんが、少なくとも私の出たときには道の駅は観光施設ではないというようなことも語られてませんし、市民サービスの施設で赤字でも構わないということは一切出てません。さらに、これも計画が進んでいる道の駅の建設というふうになっているのですが、私が出たワークショップのときも、スタートの時に参加者の方から、「これ道の駅建設がもう前提としてのワークショップなんですか。」という質問がありまして、その時に明確に、「そうではないです。これは白里地区を賑わうようにしていくためのワークショップ。」ということで、そういう内容でワークショップが進みましたので、今の白里地区の問題点を挙げて、それに対してグループディスカッションで、KJ法でグループディスカッションするような、そんな進め方でしたので、ワークショップで、そんな建設をするような前提でもありませんし、道の駅が赤字でも観光施設じゃなくて行政でやるんですよということは多分なかったと思うので、ちょっとそこら辺は僕は違うんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。上代委員。

○上代和利委員 本当に賛否両論というのがあってと思います。でも、私もこれで3回目の検討会を、さっき北田委員もおっしゃってましたけども、条例ができ、検討委員会も1回、2回、3回とこう進んできたわけです。これも本当にいろいろあると思います。賛否両論というのは。

ただ、もう少し、今、この検討会やってる中ですので、しっかりそれを注視していきたい。今はそういう段階ではないのかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私は、今の猪崎委員の認識が間違っていると、はっきりと申し上げたいと思います。

私も猪崎委員も猪崎委員がおっしゃったような認識で当初は、いたってのはそのとおり、おっしゃるとおりなんです。実際。それは議会の全員協議会に検討委員会の予算が出された時に説明会に来て、これ財政課が説明するわけだけど、副課長だったか係長だったか久保さんが答えたわけで、議員の皆さんの質問に対して、もうこれ、検討委員会は、検討の結果やらないことになるかもしれないというはっきりと、やるかやらないかわからないけど白里地域の賑わいの一つの形として検討するんだと、そういう中で可決した経緯があるから、猪崎委員のおっしゃるような認識で本来あるべきってのはそのとおりなんだけれども、ところがその後、私の一般質問の中で、どうなのかっていう例えばこれをいつやめるという判断はどういうふうな基準でしたらいいのかとこういう質問をしたのに対して、はっきりと、やめるといふそういう認識ではなくて建設するんだという、そういうものと

してやってるんだから、そんなやめる基準なんてのは考えてないんだって、はっきり申してるわけですよ、市のサイドは、執行部は。

また、前回の第3回の検討委員会の中で、これは現職の委員ですよ、委員の1人がアンケートの中に、やめる、やめたほうがいい、そういうような意見が一切アンケートの中にはないけれども、どうなんだっていう話をしたときに、これについても、はっきりと企画政策課の職員だったんじゃないかと思いますが、そういうやめる前提のものではないからそういうものを入れないということで、もう全くその当初、その時、猪崎委員がいたかどうかわからないけれども、猪崎委員の認識のとおりそういう説明であつたっていうのは間違いない。

しかし、その後の一般質問や、この検討委員会の中では、もうとりやめるというそういうようなことはもう全く考えてないで、まずは進めるんだというそういう方向になってるわけです。これ全くでたらめで、この議会としては全員協議会で一体どういう説明をしてるんだ、はっきりいって皆さんが疑問だったら今ここに財政課の久保さん呼んでもらって、その議事録と突き合わせてお前一体何をしてるんだっていう、そういう審査をぜひしてもらいたいと、そういうふうに私は思うぐらい不信感を持っています。

そういう状況で、あくまでも10年前の検討委員会のようにコンサルを入れて400万近い多額のお金を入れてもやるんだっていう、この答申がほぼそのまま、その計画にほぼリンクしているものではなくて、検討のための検討みたいなような状況であるから、まだ、そのやめるやめないっていうのは確かに、それは、議会ですらでもチェックをしたり、そうする時間はあるのは間違いないけれども、それにしても、少ない額とはいえ当初の説明と全く違うような形で動いていることとか、また、10年前の立派な報告書があるにもかかわらず、その問題点を全く議論しないで進めようとしている姿勢には私としてはとても納得いかない。

もう第3回まで行ったけどもう止めていいだろうってそういうふうに思うわけで、そういう意味では、この陳情を採択して、市にきちんと、やるならやるで、もう検討委員会の予算とおってるから、やらないっていう選択肢はあまりないとは思いますが、議会が強制的にやめさせるってのはなかなか難しいかもしれないけれども、もともとの趣旨に則って方向性を転換させる意味でも、この陳情採択すべきじゃないかな、私はそんなふうに思います。

陳情の中では、コンサルタント会社から採算取るのは無理との報告があつたにもかかわらず書いてありますけど正確に言うとコンサルタント会社はその22万ぐらいが採算分岐点だつてそういう報告書を出して、市の方が22万とても来そうにないよっていうことをその後しばらく経ってから言ったことで正確にはそういうことなんですけど、事実上そのコンサルタントの採算点っていう数字に市がとても無理だ、そういうことを言ったわけです。

それについて、市は、当初は全く検討する気も全くなくて、今回の検討委員会の座長の城西国際大の教授が、その10年前の資料全部出せというふうに第1回で発言したことから、今の検討委員会は資料だけは持っているというそういう状況なんだろうとは思いますが、本来、もちろんその検討委員会がこの10年前の資料を精査するってのは非常に重要なことだとは思いますが、まずは市が始めるにあたって10年前と今の状況がどうなのかとかを詳細に研究するのが先だろうと、民間の第三者委員会みたいなのに、市の方向性だとか過去の検討も反省点もなく進めている現状は非常に問題、由々しき問題、私、一般質問で、この間、一点取り上げましたけれども、前回の点数で3か所やって22点と17点と15点だったかちょっと忘れちゃったけどとにかく、この3か所の点数でかなり1位と2位で差があつたんだけど、1位と2位で差があつたのはその2位のところはスーパーに近すぎて競合するっていうそういう点で、最低点を取ってたんですよ、その場所は。でも、その場所は今やそのスーパーが撤退したから全く競合してないから、逆にその前回1位だったところは、その後サンライズがお土産屋さんばいというようなものを強力に推し進めて

いるんで、まさに競合のそういう観光施設というかそういう拠点ができて、その全く逆の立場に、例えばなってるわけですよ。

また交通量調査についても、その1万、5千、4千だったんですよ前は、ところが、普通に考えたら5千と4千は、もうほとんど差がなくてこの5千と4千は0点で、1万は3点にするべきなのに、なぜか5千と1万が3点で、それで4千は2点だか1点だかみたいに減点されてるというそういう、もう素人的に素人が見ても誰が市民が見ても誰も納得できないような点数の付け方、無理やりその1位のところが決まってる経緯もあるわけで、そういうことも含めて、実情と全く合わなくなっているところがあるわけですから、まずは市が10年前の基本計画と現在の状況を精査した上で、これこれこういう問題はすべてクリアしたから進めるんだっていうことをせめて明らかにした上で、検討委員会に諮問するという形が本来望ましいものだったわけですけども、それをしないで進んでしまったおかげでね、検討委員会の中でも座長が10年前の資料出せていうふうな話になったり、前回アンケートの中にやめる、そういうことについての検討、アンケート項目がないのはどうということなんだなんていう質問が出たり、だいぶ、ちぐはぐな状況になってるわけですよ。本当に市の責任は非常に重いということで、市のこの間のちぐはぐなところを反省してもらうためにも、検討委員会自身に対するこれは拘束を持つそういう陳情では何でもないの、道の駅自身、まずは一步とどまって、市がもう一度精査し直す、そういうきっかけになるものとしてのこの陳情に、ぜひ賛成、皆さんで賛成していただいて議会からのメッセージにしていきたい、そんなふうに私は考えます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他、委員の方々意見ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） ないですね。次に討論ですが希望者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） では、意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） では、お諮りいたします。

陳情第10号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって、陳情第10号は、不採択と決しました。

以上で、陳情第10号の審査を終わります。

◎議案第3号 令和6年度大網白里市一般会計補正予算（第2号）

○委員長（土屋忠和委員長） 続きましてこれより、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から、付託議案についての説明を受け、説明終了後に当該議案の採決を行います。

始めに議案第3号 令和6年度大網白里市一般会計補正予算についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 財政課の皆さん、ご苦労様です。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めているから速やかにお答えをください。また、本日も必ずマイクを使用願います。

始めに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第3号の説明をお願い

いたします。

○森川裕之財政課長 財政課でございます。本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは、皆様から向かって私の右隣が、副課長の山本でございます。

○山本卓也財政課副課長 よろしくお願ひします。

○森川裕之財政課長 次に私の左隣が主査で財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしくお願ひします。

○森川裕之財政課長 なお課員1名を補助員として同席させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

最後に私、課長の森川でございます、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以後は着座にて失礼いたします。

委員長。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 それでは去る5月24日に開催されました全員協議会でお配りした資料に沿ってご説明させていただきたいと思ひます。

6月補正予算その2の概要をご覧いただきたいと思ひます。

議案第3号 一般会計補正予算（第2号）でございますが、既定予算に1億4,832万6,000円を追加し、予算の総額を171億1,816万8,000円にしようとするものでございます。

その内容の1番目といたしまして、新型コロナワクチン定期接種事業1億674万4,000円でございますが、新型コロナワクチンの定期接種化に伴い接種に係る経費を計上するものでございます。

接種時期でございますが、9月に予診票を発送し、接種時期は10月から12月の予定となっております。

対象者は65歳以上の方及び60歳から64歳までの基礎疾患をお持ちの方となります。

接種人数は1万140人を見込んでおり、経費として、ワクチン接種委託料1億531万2,000円のほか、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、合わせて143万2,000円を計上しております。

財源でございますが、2ページ、7、歳入の（1）、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金8,416万2,000円を予定し、残りは一般財源となります。

1ページに戻りまして、2番目の排水対策事業費2,000万円でございますが、台風災害時の浸水被害等の軽減を図るため排水路の維持管理等に関わる経費を計上いたしました。

昨年の豪雨の際に、特に浸水、冠水が顕著であった駒込、永田、大竹の各地区の排水路の掘削や浚渫を計画しております。財源は全額一般財源となります。

3番目の給食費負担軽減対策1,844万8,000円でございますが、物価高騰の影響を受けている学校教育施設に対して給食費の負担軽減策を講じるものでございます。

今回、物価上昇率を10パーセントと見込み、11か月分の措置として、小学校分として1,094万5,000円、児童1人当たり5,500円、中学校分として750万3,000円、生徒1人当たり6,380円を計上したところでございます。この事業の財源は一般財源としておりますが、今後、地方創生臨時交付金の追加交付があった場合には、財源を振り替え、一般財源の低減を図って参りたいと考えております。

次に4番目の社会体育施設整備費157万3,000円でございますが、大網白里アリーナ竣工時に設置され、老朽化している大網白里アリーナの自家発電装置について、台風シーズン前に予防保全を実施するため、部品交換等に関わる経費を計上するものでございます。財源は2ページ、7、歳入の（2）、アリーナ施設整備事業債110万円を予定し、残りは一般財源となります。

5番目の農業雇用労働力対策就業環境整備事業100万円でございますが、新たな農業雇用の確保を目的として、就業環境を改善するための施設整備に要する経費に対して補助金を交付するもので、事業完了後3年以内に新たな人材を雇用する見込みがあることが補助の条件となっております。

対象者は、要望があった個人と法人の認定農業者各1名の計2名で、補助率は個人が事業費の4分の1以内、上限50万円、法人が事業費の3分の1以内、上限50万円となっており、いずれの認定農業者も従業員の休憩場所のキッチン、トイレ等の整備を計画しており、補助上限に達しております。財源は7、歳入の(3)農業雇用労働力対策就業環境整備事業県補助金100万円を予定し、全額県費となります。

6番目の児童手当システム改修56万1,000円でございますが、児童手当の制度改正に伴うシステム改修に関わる経費を増額するものでございます。

児童手当につきましては、令和6年10月支給分からの所得制限の撤廃や、支給対象を高校生まで延長するなどの抜本的な拡充に伴い、児童手当システム改修費220万円を当初予算に計上しております。このたびの増額につきましては、当初予算編成時点では未確定となっております第一子としてカウントする子供の年齢が高校を卒業するまでから22歳を迎える年度末までに見直されたことにより、追加費用が生じたものでございます。財源は、7、歳入の(4)子ども子育て支援事業費国庫補助金56万1000円を予定し、全額国庫となります。

次に7番目の歳入でございますが、(1)から(4)までは、先ほどご説明したとおりでございます。(5)、前年度繰越金6,150万3,000円でございますが、財源調整として前年度繰越金を増額するものでございます。

最後に、8番目の債務負担行為の変更でございますが、設定済みの債務負担について、事業の追加等により事項名及び限度額を変更するものでございます。

具体的には令和6年度当初予算に、令和7年度から令和11年度までの子育て交流センター運営事業に関わる3億263万円の債務負担行為を設定しておりますが、現在、直営で運営しております学童保育室6室の運営についても、令和7年度以降は子育て交流センターと一体的に行うため、事項名を子育て交流センター・学童保育室運営事業に改め、限度額を7億7,831万円に変更するものでございます。

なお、事業の公募開始は、本年6月下旬を予定しているとのことでございます。

以上が、6月補正予算その2の概要の説明となります。本日の審査案件に係る当該課からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） ただいま説明のありました議案第3号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。北田委員。

○北田宏彦委員 1番目の新型コロナワクチン定期接種事業についてなのですが、これまで令和6年3月までは全額国費で行っていた事業かと思いますが、国の方で発表した数値によりますとワクチンを購入して処分した金額が、なんかものすごい金額になったと思います。

今回、財源はその他特定財源とあと市の一般財源が一部使われるということなのですが、この対象者の接種人数の算定方法であるとか、あるいは一番ロスがないように申し込みをある程度事前に受け付けて、それからワクチンを調達するのとか、何かその辺のロスがやはり、もったいないと思いますので、その辺の何か工夫というか考慮されているのかどうか教えていただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 まず初めに対象人数の把握なんですけれども、先ほど申し上げました対象者65歳以上の方と60歳から64歳までの基礎疾患を有する方というのがですね1万6,900人いらっしゃいます。直近の新型コロナワクチンの65歳以上の接種率が57パーセントでございました。これを参考に接種率をかなり高く見てるのですけれども、60パーセントと見まして、接種人数は1万140人と見立てたところでございます。

ワクチンが無駄にならないようにということなんですけれども、この接種ですけれども基本的には医療機関に予約をしていただいて接種するっていう形に、個別接種になりますので、医療機関の方で予約が入った段階で数を卸しの方に発注するということになるとと思いますので、無駄は出ないのかなと考えております。

以上でございます。

○北田宏彦委員 わかりました。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。猪崎委員。

○猪崎紀人委員 8の債務負担行為のところなのですが、限度額が随分大きく変わってるのですけど、これは指定管理制度になったから増えたとかそういうことなんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 さきほどご説明でも申し上げたんですけれども、当初の債務負担の範囲といいますのが、今、子育て支援センターの運営費のみの5年間分の費用でございました。学童保育室の委託も指定管理を導入するために複数の業者から見積もりを徴取をしたということなんですけれども、その際に、事務経費というものが、それぞれに契約してしまうとそれぞれにかかってしまうので、これは一体で出した方が経費が下がるんじゃないかという検討がなされたということで、今回、交流センターと学童保育室の6室を合わせて一括で発注するという形式にしました。それで額が増えてます。

もう1点は、施設の指定管理者の方で使用料を徴収しておったんですが、これを市の歳入に1回入れるということにしましたので、その歳入分が、やはり委託費として業者に渡らなければいけないので、その分が増えてるという状態でございます。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 1番の新型コロナワクチンの定期接種事業について、これ定期接種事業なのではないかと思うので反対しようとは思わないけれども、この間、非常に疑問がいっぱい次々と出てきてて、定期接種をすると、し続けないと免疫がつかないっていうそういうふうなワクチンとして正式にみんな説明しているわけで、だから定期接種しろという、そういう話でしてるんだけど、一向に、だから免疫つかないわけですね。もう数か月経つと一気に免疫が落ちちゃうってそういう話にして、全くなんかナンセンスなもので、製薬会社を儲けさせるためのものなんじゃないかっていうね。ここらで本来だったら、立ちどまって、本来だったらもっとその5年とか10年って、ワクチンについては研究してやらなきゃいけないわけなんだから、こんな、この額だって全国ですごい額だと思うんですよね。非常にこれ疑問ですね、この施策というか、このものについては。

さらに言えば、この間、コロナ以降ですね、死亡超過がずっと続いていて、その説明をしている医療関係者どこもないんですよね。死亡超過の単純に素人が考えると、このワクチンのせいで死亡超過になったんじゃないかというふうに考えちゃうわけですね。今までそのワクチンのいろんなショック症状だとかそういうものってのは、なかったのが、この間になって急に次々と国も認め始めている現状もあるしね。何ともコロナワクチンに関しては、これ、定期接種でやるのはしょうがないかもしれないけれども、担当課においては情報の提供だとか、提供する情報がないのが問題なんだろうとは思っているけど。そういう意味では、これは強制じゃないよと、自分の責任で情報をきちんと精査してやるようにそういうふうに市民の皆さんに伝えていただきたいと、そういうふうに思います。

あと8番の債務負担行為なんですけど、事務費、主に事務費の重複するところが安くなると言ったんですけど、これは結構細かいところまで見積もりの中で精査をされたんでしょうか。

例えば、一般にこういう営利企業がやると人件費とかのところをどんどん下げるだろうと、そんなふうに一般論としては非常に何ていうか、その営利企業なんだからそこを下げやすいところ下げるっていう、実際の今回の見積もりを比べる中で見積もり業者は、人件費等についてどんなふうに言っているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 学童指導員の労働条件ということなのですからけれども、指定管理者を募集する要項の段階で、当市の会計年度任用職員の賃金水準以上に設定するように記載する予定ということでございますので、市議会から議案のご承認後、指定管理事業者と協議していくとともに、次年度以降も連絡会議を通じて要請していきたいという聴き取りをしたところでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この入札方法が、このプロポーザル方式になるんだけれども、実際の何ていうんですかね、事業費だとかその他の事業内容とかが細かく、少なくとも前回この子育て交流センターのときのプロポーザルではそういうものだったので、必ずしもその一般競争入札のように安いところが選ばれるわけではなくて、非常にその事業がいいから高いっていうのと、事業が悪いから、悪いからってのは語弊があるけど、そこそこの事業で安いっていう、これ、どっちを選ぶのかってのはすごく悩ましいところですよ。実際、ほとんどが本市の職員、課長が選定委員になるわけで、これ、本来は、何ていうんですか、その値段は、額は、もうこれだって決めて、それで、あとは事業内容を、例えば、その同じ額でAに力を入れる、Bに力を入れる、Cに力を入れるって、そういうのを競わせる方が比べやすいんじゃないかと。

前回の5年前ですかプロポーザルの時にはN T T関連の会社は、すごく高いけどすごくいい内容の事業提案があったんだと思います。一方でそこそこで、そこそこのところが選ばれたんだと思うけど、これ、なかなか私選びようないですけど、例えば課長だったら選びようがあるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 非常に難しい質問をいただいたんですけれども、基本的にやっぱり私が担当課長であったとすればですね、施設が当然、子どもたち預かるわけですから、安全対策でしたり、その運営がちゃんと指導員がこう配置されているとか、そういうところにやっぱり重点を置きたいなと思うんですよ。

一方、価格がものすごくお金かかってるんだけど同じサービスをもっと低い金額でやれるよっていうところもあるのかもしれないので、その辺はバランスのとれた評価をして業者を選定することになるのかなと思いますけれども、

こんな回答でよろしいでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） プロポーザルの現時点で、こんな項目でこんな点数だっているのは決まってるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 現に今、担当課の方でその審査基準表というものを作成しているところだと聞いております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 例えば今度、学童が新たに全部加わるわけなんですけれども、同じ例えば質の高い保育ができると仮定したらね、市内全部一律にそういう質の高いものができるからいいって考え方になるし、安かろう悪かろうじゃないけど、その質が低下してしまったら困るわけで、だから、いい面悪い面があるわけだけど。

その辺りの質の確保っていうことについては、どんな検討がされたんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 審査の項目の中に配置する人員でしたり、指導の資格を持ってるのか持っていないかっていうところの配置の人数ですね。そういうものも提案者側に提出していただくということになっておりますので、出てきた資料をもとに適正な配置がされているのかどうかというところを判断するようになると思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 学童で、最近どうなのか知らないけど昔よく問題にな

ったのは、学童はおやつがあるから、そのおやつにスナック菓子ばかり与えて健康にも良くないんじゃないかと、もっとその、状況が許すんだったら手づくりで安全な、そういうおやつを出すべきだろうって、実際そういうふうになっているような民間の学童だったり、あとNPOとか、お母さん方が何かで作るような学童だとか、中には、そういう実践をしているところもあるわけで、だからそういうこととかも今度はなかなか画一化すると、まあ、そういう提案をした業者が選ばれば、そうなるんだけど、なかなかそういうのは選ばれにくい中で、画一的な、世間一般的な、そういうような状況になる可能性が高いと思うんですけど。

そういう意味では、地域の実情とかに合わせた、そういう、より質の高い学童を目指すべきではないかという考え方もあると思うんですが、もう一度その辺のあたりはどうなんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 市が求めている仕様書に定めるレベル、プラス、独自の提案というものも提案の中に1項目あるようですので、そういうところで金額の他にもそういうところで差がつくようには評価されるのかなと考えております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） プロポーザルの内容をこれから決めるということなので、ぜひ、その辺のところも踏まえて、とにかく、安ければいいっていうだけじゃないと思うんですね。これをむしろそのより質のいい、そういう子育て支援の一つとしてやっていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。上代委員。

○上代和利委員 2点ほどお聞きしたいと思うんですけど、この議案の3号議案のこの6のですね、この児童手当システム改修56万1,000円なんですけども、児童手当の制度改正、これ10月に変わるっていう部分の制度改正のことなののでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 委員おっしゃるとおりでございます。

現行制度の支給は、令和6年の9月分までとなっております、支給月で言いますと10月の支給分までになります。

10月から、失礼しました、新制度の支給っていうのは6年10月分からの支給となりますして支給月は令和6年12月となります。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 ありがとうございます。

あともう1点なのですが、これで財調はどのぐらいになるんですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 今回の補正で財政調整基金の異動はないですけども、令和5年度末決算見込みの現在で財政調整基金は、約16億600万円程度、今時点、決算を調整中ですので見込みというところにはなるのですけれども16億600万円程度で見込んでおります。

以上です。

○上代和利委員 ありがとうございました。

○委員長（土屋忠和委員長） 他に質問があればお願いします。

（「ないです」と呼ぶ者あり。）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは財政課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

（財政課 退室）

◎議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（土屋忠和委員長） 次に、議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

（税務課 入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 税務課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手のうえ、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

始めに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第4号の説明をお願いいたします。

○板倉洋和税務課長 税務課でございます。

職員の紹介をさせていただきます。

まず、私の右手におりますのが副課長の齋藤でございます。

○齋藤英樹税務課副課長 よろしくお願ひします。

○板倉洋和税務課長 そして私の左手におりますのが市民税班長の古内でございます。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 よろしくお願ひします。

○板倉洋和税務課長 そして課長を仰せつかっております板倉でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは説明の方、着座で失礼させていただきます。

○委員長（土屋忠和委員長） お願ひします。

○板倉洋和税務課長 それでは議案第4号の説明をさせていただきます。

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、改正の趣旨でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要につきましては、まず1つ目、課税限度額の引き上げ。

こちらは、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額の引き上げが行われたことに伴いまして額を変更する、引き上げを行うものでございます。

この内容は、保険税には医療、支援、介護分と3つございますが、そのうちの1つ、後期高齢者医療の支援金分、こちらを2万円増額しようというもので総額合計で106万円としようとするものでございます。

続きまして、軽減判定の引き上げ、こちらは7、5、2の3段階の軽減があるんですが、そのうちの5割軽減と2割軽減の判定所得の基準額の引き上げを行おうとするもので、5割軽減については1人あたり5,000円、2割軽減は1人あたり1万円を上乗せして軽減判定しようとするものでございます。

内容につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） ただいま説明のありました議案第4号の内容について、ご質問等があればお願ひいたします。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 先ほど佐久間議員が質問していたんですけど、この3年ぐらい限度額引き上げが続いてるんじゃないかって話があったんですけど、この間の推移を まずお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 それでは、過去3年間の記録を前提に申し上げます。

令和2年度、こちらは限度額96万円、令和3年度、同じく96万円、この時はですね、政令が99万円となっておりまして市の方が3万円低いという状況でございます。

そして令和4年度、市が限度額99万円、政令の方は102万円という状況で、令和5年度は、政令に定める金額104万円に引き上げを行ったところでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） そうなると、市は、限度額を令和2年は96だったのが99、102、104で次106に上げようと、そういうことですね。

だから、その3年上がってるんじゃないくて、1、2、3、4、4年は、すでに、そうか3年上がって4年目だと、4年連続になるっていうそういうことでいいんですね。

これ令和元年から2年に関しては上がってなかったですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 令和元年度から令和2年度については、市で定める上限、こちらは据え置いておりまして96万円。政令で定める金額は令和元年度96万円のところ、政令の方は令和2年度には99万円となっており、市の方が3万円低い金額という状況でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今回22万円、支援金分が22万円から24万円にプラス2万円になるということなんですけど、この支援金、これ全体として見直すのですか、それとも一番上限の部分のところの年収の方だけがそのプラス2万円になるんですけど、どんなふうになるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 これは、全世帯の考え方として、上限、課税限度額が24万円になるという形になりますので所得が少なければ10万円の方もいらっしゃる3万円の方もいらっしゃるというふうな形になります。

ですと補足いたしますと、所得が大きければ支援分が上限24万円に達するというようになります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 具体的に現時点で22万円満額以上の人っていうのは、大体その所得いくらかで年収にすると大体いくらくらいっていう。

それが、今度24万円になる人っていうのは、大体いくらかぐらいの所得、年収なのかっていう、そういうのを教えてください。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 現状ですと今のまま、そうですね104万円のままですと、単身世帯、ちょっと収入では出せないんですけども所得で、単身世帯で920万円程度、2人世帯ですと890万円程度の所得、3人世帯で860万円程度の所得の方が限度額に達する見込みなんですけれども、これがですね、それぞれ医療分、支援分、介護分で算定をするので、介護分のみですと少し金額が上がるんですけども、今回、下がりまして、支援部分ですと単身世帯数は910万円程度の方が限度額に達する方、2人世帯ですと860万円程度、3人世帯ですと800万円程度というような形で見込まれます。

なのでかなり高額な所得の方になるところになります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ちょっと確認なんですけど仮に単身世帯で、ちょっと例を言いますけど、単身世帯で現在は104万に達するのは920万だと、次は、この910万で106万になるって、そういうことでいいですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 すいません106万円の方は、やはり920万円の方になり、それぞれ計算をしますと今回、先ほど言った910万円程度で限度額になるというのは、支援分のみを計算をした時に限度額に達する方を言ってますので、全体では、今回

の方ですと106万円には910万だと届かない形にはなります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） これちなみに、限度額106万になるんだけど104万のまま、要は現状と同じ限度額の人の所得って、いくらになる。要はだからそれ以上の人が皆値上げになるわけでしょ。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 今ちょっとそこの数字を持ち合わせてございませんので確認してですね、ご連絡さしあげる形でよろしいでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） これね、その増税だから事実上の。

その増税で誰が増税されるのかってこれ重要だから、これ採決の前に何が何でも直ちに、次の議案審査の間でもいいんですけれども、これはすぐ出して欲しいんですけど委員長、お願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長、ご用意する時間どのぐらいかかるのですか。

○板倉洋和税務課長 30分程度ちょうどいできればと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） はい。ではですね、1回このまま意見をいろいろ聞いていきますので退室してから、ちょっと間に合わせるように、一番最後にしますから。

○板倉洋和税務課長 はい。

○委員長（土屋忠和委員長） ではですね、他、意見ございますでしょうか。
黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ついでに、特に2人、3人の800何万という所得が、年収に換算すると大体いくらぐらいかお願いします。大体でいいですから。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 年収に関しては給与収入ということでよろしいですか。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） そうですね、何て言うんですか。特に厳しいのは、これなんていうんですか、もう退職した例えば老夫婦がこれだけ所得持ってたなら、これは相当な高所得者なんだけど、可能性として、例えば3人家族とかで、まだ、子育て中だったりする人で値上がっちゃうような人もいるのかどうかっていうことで、そういう方っていうのは例えばもう50代後半の夫婦とその大学生とか高校生なんていうところは一番金のかかるところで、もう50代後半で共働きだったら、夫婦で世帯収入1,000万くらいなんてのは当たり前で、もう一番苦しいっていうふうに今言われてるわけね。

そういう参考値として、ぜひその单身900万とかはいいですけども、3人世帯とかのあたりでちょっとモデル的な共働き夫婦で大学生がいるくらいの、そういうような所得に換算するとどうなるか、控除とかもあるから結構、高所得、高年収になるのかもしれないんですけど、それだったらまあしょうがないのかなって思うんだけど。

これ非常に一番厳しいそういう世帯に値上げってなるとちょっと私も考えなきゃいけないなって思うので、そういうモデル例っていうのを出してもらうのは難しいですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 さきほどの金額はですね、収入のある方が1人という前提で出させていただいたものになるので、共働きでってなってくるとなかなかこう、それぞれ控除の金額があったりとかっていうことなので、いろんなケースが出てくるのでちょっと短時間でお出しするには厳しいかなというところになってくるんですけども。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 委員長。

○委員長（土屋忠和委員長） はい。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） いろいろ大変だっていうんだったら1人でもいいです、1人で、例えば旦那さんが1人、奥さんでもいいですけど収入があって、それで例えば

2人で高校生と大学生とかね大学生2人なんていうそういう3人世帯で、800万くらいで限度額に達するって非常になんか厳しいんじゃないのかなって気もするんだけど、そのあたりも1例として、ぜひ計算できたらお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、他、質問ございますでしょうか。
北田委員。

○北田宏彦委員 直接この健康保険税の改正についてはないんだけど、税務課においては制度改正等たびたびあるんだけど、この時に過徴収であるとか、徴収漏れだとか、そういうこともたまに発生していることが、これまであったと思うんで、その辺、遺漏のないように、しっかりと手続きの方進めていただきたいと思います。
以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他、どなたかありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり。）

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですか。では、税務課の皆さんご苦労さまでございました、退席いただいて結構です。
では、後程また資料お持ちください、よろしくお願いします。
（税務課 退室）

◎議案第5号 大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（土屋忠和委員長） では、議案第5号 大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 総務課でございます。よろしくお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 総務課の皆さんご苦労様でございます。
ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。
時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。
なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。また、本日も必ずマイクを使用願います。
始めに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第5号の説明をお願いいたします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） それでは、始めに職員の紹介をさせていただきます。私、総務課長の田邊でございます。
私の向かって左隣にるのが、副課長の高橋でございます。

○高橋和也総務課副課長 よろしくお願いします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 反対に向かって右隣ですね、情報政策・業務改革推進班長の小倉でございます。

○小倉博明総務課主査兼情報政策・業務改革推進班長 よろしくお願いします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） その隣が行政班長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 よろしくお願いします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） では議案について説明をさせていただきます。
着座にて失礼いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、どうぞ。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 今回、議案第5号といたしまして、大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。
本案でございますけれども、本年4月、生活保護法の一部改正がございました。

その中で生活保護法の中の文言で、「進学準備給付金」という言葉があるのですけれども、これが法律が改正に伴いまして、「進学・就職準備給付金」という言葉に改正されました。

この「進学準備給付金」という文言が現在の市条例の中にありますので、法律の改正に伴いまして、この条例の同じ文言を法律と合わせて修正しようとする内容でございます。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ただいま説明のありました議案第5号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

○委員長（土屋忠和委員長） では、ないようなので総務課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（総務課 退室）

○委員長（土屋忠和委員長） では、暫時休憩といたしまして、2時35分、10分間取らせていただきます。

よろしくお願いします。

（午後 2時25分）

○委員長（土屋忠和委員長） では、再開いたします。

（午後 2時35分）

○委員長（土屋忠和委員長） これより、各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第3号 令和6年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案第5号 大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

では、第4号のことは、この後やりますのでまた暫時休憩といたします。

大変申し訳ございませんが、2時50分ということでよろしくお願いいたします。

（午後 2時38分）

○委員長（土屋忠和委員長） 再開いたします。

（午後 3時05分）

（税務課 入室）

○委員長（土屋忠和委員長） ご苦労さまでございました。着席していただいて結構でございます。では、税務課の方から聞かせていただきますので、挙手の上お願いいたします。

板倉課長。

○板倉洋和税務課長 それでは黒須副委員長からご要望ありましたご質問についてご回答申し上げます。

まずですね、夫婦2人、そして20歳の子どもが1人の3人世帯の場合、こちらで、ご主人が働いたと仮定をいたします。

そうしますと年間所得、こちらが700万円、年収に直しますと給与収入で900万円となります。そうしますと引き上げ前の国保税額が92万7,400円、引き上げ後、こちらが同額の92万7,400円、影響はゼロでございます。

そして、所得が800万円、給与収入といたしまして995万円の給与収入があった場合、この場合、同じ3人世帯で引き上げ前が保険税100万2,300円、引き上げ後が102万2,300円、影響額は2万円の増というような状況でございます。

続きまして4人世帯、40代の夫婦、20歳の子ども、18歳の子ども、そしてご主人だけが収入を得ていたと仮定をして、所得700万円、給与収入にいたしますと900万円、保険税の引き上げ前が税額95万5,300円、今回の引き上げ後が96万4,100円、影響額は8,800円となります。

続きまして所得800万円、給与収入といたしまして995万円いただいていた場合、引き上げ前が税額102万4,500円、引き上げ後が104万4,500円で増額2万円という状況になります。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この表の中で高所得の部類の人は1万から2万くらい大体値上げになるという、そういう話だったと思うんですけど、この改正の概要だとその中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため課税限度額引き上げられたってということで、だからもう、所得が今回は700万の例で800万の例とかいろいろ出てきましたけど大体少し1万、2万引き上げられるという、そういうことなんですけど、これ、中所得で引き下げられるってところってのはあるんですか。

2割、5割の軽減とは別に引き下げられるそういう分岐点みたいなのがあるんですか。それとも全部がちょっとずつ上がる中で、より高額の人たちが、より上がるそういう仕組みになっているのかどっちなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 今回はですね、税率の改正ございませんので、課税限度額を超えた人、さきほどここで言った方たちだけが上がるものになりますんで、下がる方っていうのは、いらっしやらない、いらっしやらないというか軽減にかからない方は、変更はございません。

よろしいでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） そうなると、この単に課税限度額の引き上げ、その改正の概要に書いてあるのは、国が言ってるっていうだけであって、実際その中低所得者層の保険税負担の軽減を図るということは一切反映してなくて値段上げてるんだっていうそういうことなんですね。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 これはあくまで高所得者の方を負担を増やして、そして本当は全体を上げなければいけないところを、高額の方にご負担いただいて、低所得の方は5割、2割の軽減を幅をふやすという中で、全体で軽減措置を図るというような取り組みだと。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） その5割軽減、2割軽減の人ってのは、中所得者層じゃないでしょ、いくらですか、その一番高い人は、その2割軽減の上限は。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

- 古内崇介税務課主査兼市民税班長 こちらもまた人数で変わってきてしまうんですけども2人世帯として計算させていただいて、所得のまた、お話になってしまうんですけども2割軽減ですと、今回、改正後の方は152万円以下の所得の方が2割軽減の対象になる、改正前は150万円以下だったんですけども2万円だけ上がるという形になります。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 150万の人が2万円上がる。
- 古内崇介税務課主査兼市民税班長 150万円が2人世帯の軽減判定の基準だったんですけども今回1人1万円上がることによって152万円の方が軽減がかかってくる形になってきます。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 152万円以上の所得の人は、変わらないか、増税になると、保険料増になる、そういう考え方でいいんですか。
- 委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。
- 板倉洋和税務課長 152万円以上の方から、さきほど申し上げました、3人家族といたしまして所得が700万円、給与収入で900万円の方まで、ここまでは負担が変わらないと。それ以上の方が増えて、それ以下の方は152万円以下の方は軽減枠が広がるという形になります。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 152万と700万とが境だっていうことな訳ね。今回のその上がる、あとは同じ。でいいんですか。
- 委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。
- 板倉洋和税務課長 細かいところはちょっと詳細が変わるかもしれませんが、ざっくり言って152万から700万の方は、昨年までの税額と支払い額はそんなに変わらないというようになります。
- 委員長（土屋忠和委員長） よろしいですか。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） まあ、いいでしょう。
- 委員長（土屋忠和委員長） では、大丈夫ですかね。
- 税務課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。
(税務課 退室)

-
- 委員長（土屋忠和委員長） 最後に、議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） はい。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 今回、その所得で700万以上から値上げになるってことで、これ現役世代にとっては決して高所得者とはとても言えない中所得者ですよ、世間一般では。年収で1000万超すようだったら別ですけど、実際、900万円くらいで夫婦2人で子どもがいる場合だとか、なかなか大変な中で、1万、2万といえども、これ4年連続して上がってるわけですから、この中間層をかなり、自営業者の方とかに限られるんだろうと思うけれども、ちょっと何らかのね、低所得って言っても150万を152万にするっていうだけだから、本当に150万から152万のわずかな人だけでここに書いてあるけど、81世帯から102世帯になるから21世帯だけ軽減されるってということで、残りは同じか、700万所得以上は、みんな上がるということで、少し単身で、単身だとか、あと夫婦2人でも退職した高所得者っていうのはあんまり考えにくいと思うんですよ。
- 所得で700万以上あるなんていう年金暮らしの2人ではなくて、これに該当するのは、現役並みに働いている自営業者とかだと思うんですよ。だからその場合、子育て中だとかそういう場合に何らかの軽減があればいいんだけど、問答無用で高所得者扱いされて値段が上がるっていうのは、ちょっと賛成しかねるかなというふうに思いますの

で。

以上、反対討論とします。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方ありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成多数。

よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（土屋忠和委員長） 次にその他ですが何かございますか。
（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。どうでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

◎閉会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

（午後 3時16分）